

平成26年1月31日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長 植木 義晴
(コード: 9201 東証第1部)
問合せ先 財務部長 山下 康次郎
(TEL 03-5460-3068)

株式の分割及び発行可能株式総数に関わる定款変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、以下のとおり、普通株式の株式分割の実施について決議いたしましたので、お知らせいたします。本件につきましては、平成26年6月開催予定の第65期定時株主総会で、発行可能株式総数に関わる定款変更の特別決議による承認可決が得られることを前提としています。

1. 株式の分割及び発行可能株式総数に関わる定款変更の目的

当社は、東京証券取引所市場第一部上場企業の投資単位として一般的な価格帯を参考とし、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、個人投資家をはじめとする幅広い投資家が、当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、上記株式分割に伴い、発行済株式総数が現行定款に基づく普通株式の発行可能種類株式総数である3億5000万株を超過することとなるため、発行可能株式総数に関わる定款変更を行うことといたしました。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成26年9月30日(火)の最終の株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。なお、当社が航空法の規定に従い名義書換を拒否した株式(外国人持株調整株式)についても、同様に株式分割の対象といたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式の分割前の発行済株式総数 181,352,000株
- ② 株式の分割により増加する株式数 181,352,000株
- ③ 株式の分割後の発行済株式総数 362,704,000株
- ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 800,000,000株

3. 分割の日程

- (1) 基準日公告日 平成26年9月12日(金)
- (2) 基準日 平成26年9月30日(火)
- (3) 効力発生日 平成26年10月1日(水)

4. 発行可能株式総数に関わる定款変更の内容

(1) 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億株</u> とし、 各種類の株式の発行可能種類株式総数は、 次のとおりとする。 普通株式 <u>3億5000万株</u> 第1種優先株式 1250万株 第2種優先株式 1250万株 第3種優先株式 1250万株 第4種優先株式 1250万株	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8億株</u> とし、 各種類の株式の発行可能種類株式総数は、 次のとおりとする。 普通株式 <u>7億5000万株</u> 第1種優先株式 1250万株 第2種優先株式 1250万株 第3種優先株式 1250万株 第4種優先株式 1250万株

(2) 変更の日程

効力発生日 上記株式分割の効力発生日(平成26年10月1日予定)

5. その他

当該株式分割の実施後におきましても、現行の株主割引券配布基準は変更いたしません。
(例：所有株式数が100株の場合、分割実施前・分割実施後いずれも株主割引券の配布枚数は1枚/年)また株式分割実施後、最初の株主割引券配布は、平成27年3月31日を基準日として、平成27年5月下旬を予定しております。

以上